

平成30年4月24日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿八丁目3-23

ローズガーデンテラス1階、B1階

株式会社IAM 代表取締役 山田 淳 二 殿

インターナショナル・メディア学院

学院長 堀川 りょう 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

TEL : 052-734-8107

FAX : 052-734-8108

差 止 請 求 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、貴社及び貴学院に対して、平成29年10月17日付で、インターナショナル・メディア学院規約について、消費者保護の観点から検討し、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言があったため、削除していただくよう申入れを行いました。

ところが、貴社及び貴学院からは一切の回答をいただいております。

そこで、当団体は、貴社及び貴学院に対して、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当団体は、貴社及び貴学院に対して消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求に対して、本書面到達後1週間以内に文書で貴社及び貴学院の対応をご回答ください。

なお、回答の有無・内容及び本差止請求以降の経緯・内容については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴社及び貴学院に対し、「2年間のカリキュラム途中の解約はできません。」「お支払い頂きました初期費用・授業料はいかなる理由でも返金出来かねます。入学手続完了後は、授業の受講有無に関わらず、初期費用の支払義務が生じます。」等、解約を認めないこととする条項、貴社が既に受領した授業料・初期費用を一律に返還しないとする条項、消費者に一律に初期費用の支払義務を生じさせる条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴社及び貴学院に対し、上記の条項が記載された書面、電子データを破棄すること、及び、上記の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことを貴法人内に周知徹底することを求めます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1について

- (1) カリキュラム途中の解約を認めていないことについて消費者契約法8条の2、10条に反すること

ア 貴社及び貴学院と生徒との契約（以下、「本契約」といいます。）は、「消費者と事業者との間で締結される契約」（消費者契約法2条3項）であり、消費者契約に該当し、消費者契約法の適用を受けます。

貴社及び貴学院が、「インタナショナル・メディア学院規約」（以下、「本規約」といいます。）第三条(3)において、「2年間のカリキュラム途中の解約はできません。」としていることは、貴社及び貴学院に債務不履行があった場合に民法上消費者に債務不履行による解除権を認められているにもかかわらず、これを制限することになり、消費者契約法8条の2に反します。

イ さらに、本契約は、申込者である生徒が、貴学院において、「基礎学習・見学学習・体験学習などの指導方法により学習指導」（本規約第一条(1)）を受けるというものであり、「法律行為でない事務の委託」にあたり、準委任契約となります（民法656条）。準委任契約は、各当事者がいつでも解除をすることができますとされています（民法656条、651条）。

特に、貴社及び貴学院は、声優養成学校として、申込者である生徒に対して学習指導を行うとし、教育、学術及び文化に関する事業を行っていることから、教育機関といえますが、同じく教育機関である大学に対する入学辞退者による学納金返還請求がされた最高裁平成18年11月27日判決では、「教育を受ける権

複写

利を保障している憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる」と判断されています。

こうした点からも、途中解約を一切認めない本契約は、合理的な理由がないのに、消費者の権利を制限しており、消費者契約法10条に反し、無効です。

ウ したがって、本契約・本規約は、消費者契約法8条の2、10条に反し、無効となります。

- (2) 支払後の初期費用・授業料を返還しないことについて消費者契約法9条1号、10条に反すること

ア 貴社及び貴学院は、本規約第三条(5)前段において、「お支払い頂きました初期費用・授業料はいかなる理由でも返金出来かねます。」とし、生徒が貴社に対し支払った初期費用・授業料をいかなる理由でも返金しないとされています。

しかし、前述したとおり、本契約は準委任契約であるため、解除ないし解約はいつでも認められるべきですが、生徒の既払額が、解除の事由、時期等の区分によっては、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えている場合があります。

本規約によれば、貴社及び貴学院に生ずべき平均的損害の額を超えた部分についても一切返金しないことになり、実質的に「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(消費者契約法9条1号)にあたります。

イ また、授業料に関していえば、貴学院のホームページにおいて、随時生徒を募集しています。そうだとすれば、貴社及び貴学院は退学等によって、今後貴学院の指導を受けないことを明確にした生徒が支払わなくなったとしても他の生徒を入学させることによってその損害を補てんすることは可能です。

したがって、貴社及び貴学院が受領済みの初期費用・授業料を一切返金しないことによって、解除の事由、時期等の区分に応じて貴社及び貴学院に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効となります。

ウ さらに、いかなる理由があっても返金を認めないのは、民法上の詐欺取消、制限行為能力者取消及び錯誤無効などの主張や、消費者契約法の不実告知取消の主張など、法律上消費者に認められた契約の取消、無効、解除ないし解約について、一切の主張ができないかのように読め、仮にそうだとすれば、合理的な理由がないのに、消費者の権利を制限しており、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、同法10条に反します。

- (3) 入学手続完了後、授業の受講有無に関わらず生徒に初期費用の支払義務を負わせることは消費者契約法9条1号に反すること

貴社及び貴学院は、本規約第三条(5)後段において、「入所手続き完了後は、授業の受講有無に関わらず初期費用の支払い義務が生じます。」とし、初期費用が未払いの場合、生徒が一切指導を受講しない場合であっても初期費用の支払義務を負わせています。

複写

しかし、受講の有無、解除の時期によっては、貴社及び貴学院に損害が生じていない可能性や損害が生じていたとしても初期費用の額の方が多額である可能性があります。

貴社及び貴学院が生徒に対し、授業の受講有無に関わらず、初期費用の支払い義務を負わせる本条項は前段と同様に、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消費者契約法9条1号）にあたり、受講の有無、解除の時期等の区分に応じて貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効となります。

なお、前記最高裁平成18年11月27日判決においては、大学はいったん納入した入学金について返還する義務を負わないと判断されておりますが、その理由は、大学の場合、入学試験が行われ、合格した者は、当該大学の志望の強さ等を勘案して、入学手続きを行うかどうかを決定し、入学金を納入することで大学に入学し得る地位を取得することになるため、入学金はその対価であるからとされております。

しかし、貴社及び貴学院の場合には、前述のように随時入所者を募集しており、入所手続きさえ行えば入所できますので、入学試験があって、合格した者のみが入学し得る大学等とは異なります。貴社及び貴学院が入学金とせず、「初期費用」とされているのもその理由と考えられます。

- (4) よって、当団体は貴社及び貴学院に対して、解約を認めないこととする条項、貴社が既に受領した初期費用・授業料を一律に返還しないとする条項、消費者に一律に初期費用の支払義務を生じさせる条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しただけではなく、不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しております（消費者契約法12条）。そこで、不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを求めるとともに、その予防措置として、不当条項が記載された書面、電子データを破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを貴法人内に周知徹底することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

以上

差出人 〒464-0075

愛知県名古屋市千種区内山3-28-2 KS千種ビル6階F
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎

(連絡先) 事務局長 野澤厚美

受取人 〒160-0023

東京都新宿区西新宿八丁目3-23 ローズガーデンテラス1階B1階
インターナショナル・メディア学院

学院長 堀川 りょう 殿

この郵便物は平成30年4月24日
第12464575572号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2018042417165200100000号

4 / 4頁

郵便認証司

30. 4. 24

東京
30. 4. 24

12-18